

新型コロナウイルス対策（サントメ・プリンシペ：大惨事状態の宣言）

●サントメ・プリンシペにおいて、9月18日から10月3日までの間、大惨事状態が宣言されました。

17日、サントメ・プリンシペ政府は、新型コロナウイルスの新規感染者数が増加していることを懸念し、感染防止対策を強化するため、9月18日から10月3日までの間、大惨事状態を宣言することを決定しました。

同期間において、以下の対策がとられます。

- 1 新型コロナウイルス陽性者及びその濃厚接触者に対し、自宅隔離を義務づける。
- 2 10歳以上の全ての市民に対し、閉鎖空間、学校構内、公共交通機関及び自家用車内（運転手のみの場合を除く）におけるマスクの適切な着用を義務づける。
- 3 あらゆる公共・民間施設の出入口において、石けんによる手洗い又はアルコールジェルによる消毒を義務づける。
- 4 あらゆる公共の場において、最低1.5メートルのソーシャルディスタンスを順守する。
- 5 幼稚園を除く全ての公立及び私立学校の授業を中断する。
- 6 刑務所、呼吸器症状を有する患者、老人ホームへの訪問を禁止する。
- 7 ミサ及び宗務は、一般的な衛生対策を順守の上、教会・寺院の収容可能人数の50%の範囲内で、2日に1日の頻度で許可する。巡礼及び行列の禁止は継続する。
- 8 閉鎖空間における会議・会合は、一般的な衛生対策を順守の上、会議室の収容可能人数の50%の範囲内で許可する。
- 9 1次リーグ及び2次リーグに参加するサッカーチームのトレーニングを除き、チームスポーツの練習を禁止する。
- 10 海岸における食事及び散歩を禁止する。

1.1 ソーシャルイベント及び音楽祭の企画、ディスコ及び「fundoes」の運営を禁止する。

1.2 バー及びレストランは、収容可能人数の50%及び1テーブル最大6人までの範囲内で営業を許可する。

1.3 2か月以上前から予定されていた結婚式や洗礼式は、教会、結婚式場の収容可能人数の50%の範囲内で許可する。民事婚の場合は、登記所において新郎新婦と証人の出席のみ許可する。

1.4 サントメへの旅行において、5歳以上の全ての国民及び外国人に対し、出発日72時間前以内に実施したPCR検査陰性証明書（紙媒体）の提示を義務づける。海外旅行の場合は、目的地の国で有効な規制が適用される。

1.5 サントメ島ープリンシペ島間の往来については、出発日の48時間前までに実施した迅速抗原検査の陰性証明の提示を継続する。

これらの対策は政令により規定され、違反者に対しては相応の罰金が科される。違反が繰り返される場合は、法に基づき関係当局の捜査対象となる。

【参考リンク】

○サントメ・プリンシペ政府／保健省公式フェイスブック

<https://www.facebook.com/governostp/>

<https://www.facebook.com/MSaudeSTeP/>

○外務省海外安全ホームページ（国別感染者数、各国・地域における入国・行動制限措置等）

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

○厚生労働省ホームページ（新型コロナウイルス感染症について）

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html)

○在ガボン日本国大使館フェイスブック

<https://www.facebook.com/JapanEmbGabon/>

2021.9.18

【本件問い合わせ先】

在ガボン日本国大使館 領事班 (サントメ・プリンシペ兼轄)

所在地 : Boulevard du Bord de Mer, B.P. 2259, Libreville, Gabon

電話番号 : (+241) 011-73-22-97 / 011-73-02-35

閉館時緊急連絡先 : (+241) 077-38-73-38

Email: amb.japon@lv.mofa.go.jp